

議案第六十七号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

別表第三を削る。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（提案理由）

自転車駐車場の管理委託を廃止する必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例

旧 条 例

（管理委託）

第十一条 区長は、別表第三上欄に掲げる駐車場の管理を同表下欄に掲げる公共的団体に委託することができる。この場合において、区長は、当該公共的団体との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

2 前項の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事業の執行に要する経費を支払うものとする。

（委任）

第十二条 略

（委任）

第十一条 略